

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	3・4号機主排気筒における放射性粒子状物質の定期測定において、7月21日から7月28日の期間に採取した試料採取フィルタからガンマ線を放出する物質（銀-110m）を検出した。 検出した放射性物質の濃度については、銀-110mの検出限界値（ $1 \times 10$ のマイナス9乗ベクレル/cm <sup>3</sup> ）を僅かに超える値（ $3 \times 10$ のマイナス9乗ベクレル/cm <sup>3</sup> ）であった。 今後、放射性物質の微量な放出の可能性も含め、原因について詳細に調査を行うこととした。	GⅡ	7月29日公表済 (PDF741KB)

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プラント起動時、制御棒操作手順にて指定された制御棒の引抜き操作を実施中、「挿入エラー」のメッセージが、中央制御室の原子炉制御盤に表示されたため、制御棒引抜き操作を中断し、状況把握のために時間を要したことから、起動工程に遅れが生じたため、対応検討	GⅡ	
2	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口サンプリング流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
3	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）流体継手フランジ座の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
4	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A、B）ノズルダイヤフラム（上下半）の点検において、水平面及び嵌合部に浸食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
5	3号機	原子炉再循環系ジェットポンプ（6）の流量計元弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に線状指示模様が認められたため、当該弁箱を交換	GⅢ	
6	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）の制御盤に軸受温度高を示す警報が発生したことから、現場確認した結果、誤警報であることが認められたため、当該警報回路を点検・修理	GⅢ	
7	4号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）内部のコーキング及びケーシングのコーキング隙間下部にほう酸の析出が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ東側の点検・操作用架台に一部腐食が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	起動用変圧器の南東側屋外エリアに敷設されているケーブルトレイに一部腐食が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）駆動用電動機冷却水ストレーナ差圧指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧指示計を点検・調整	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	6号機	中央制御室内ページング装置（1台）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
12	6号機	制御棒定例動作確認試験における制御棒（38-31）の「1ノッチ挿入」の操作時、制御棒動作速度が遅く、1ノッチ挿入が不調であったため、対応検討 尚、挿入スイッチの「長押し」操作にて、1ノッチ挿入は可能となった。	G III	
13	6号機	取水設備スクリーン洗浄装置を手動起動し、現場確認したところ、渦巻ストレーナ（B）の自動ペント弁にシートリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
14	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）固着灰除去装置の移動台車に走行不良が認められたため、当該台車及び走行レールの状況を点検及び対応検討	G III	
15	その他	「平成21年度工具センターメンテナンス業務委託」の検収関連書類の再確認において、当該委託業務報告書の記載内容（実績数量）に設計数量との大幅な違いが認められたため、原因調査及び対応検討	G II	
16	その他	使用済燃料共用プール建屋換気空調系常用空調冷水装置用冷凍機（C）に蒸発器圧力の低下による起動不可が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	G III	